

大月市簡易水道事業経営戦略

令和3年 ~ 令和12年

令和3年3月

山梨県 大月市 地域整備課

目 次

経営戦略策定の背景と趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1
事業概要	・ ・ ・ ・ ・	2
将来の事業概要	・ ・ ・ ・ ・	5
経営の基本方針	・ ・ ・ ・ ・	6
投資・財政計画	・ ・ ・ ・ ・	7
経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	10
経営比較分析表	・ ・ ・ ・ ・	11
投資・財政計画（収支計画）	・ ・ ・ ・ ・	12
参考資料：経営指標の概要		

経営戦略策定の背景と趣旨

水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない役割を果たしていますが、近年は少子高齢化や人口減少、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来により経営環境は年々厳しさを増しており、経営健全化の取り組みが求められています。

このような中、総務省より平成26年8月「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請がありました。

「経営戦略」は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中期的な基本計画であり、本市における簡易水道事業を取り巻く環境の変化へ適切に対応するため、地域特性やニーズの把握に努め、また今後の施設・設備更新等、将来にわたる課題等を客観的に整理し、きめ細かな経営分析を行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向けた持続可能な事業運営のための指針として策定するものです。

本計画は、総務省の「経営戦略策定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。また定期的に、実際に行った取り組みの進捗状況と比較し、検証・分析を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

大月市簡易水道事業経営戦略

団 体 名： 大月市

事 業 名： 大月市簡易水道事業

策 定 日： 令和 3 年 3 月

計 画 期 間： 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和54年 4月 1日	計 給 水 人 口	6,870	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現 給 水 人 口	3,963	人
		有 収 水 量 密 度	0.78	千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 . <input type="checkbox"/> ダム . <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 . <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 . <input type="checkbox"/> 受水 . <input type="checkbox"/> その他				
施 設 数	浄水場 設置数	7	管 路 延 長	98.4	千m
	配水池 設置数	19			
施 設 能 力	2,466	m ³ /日	施 設 利 用 率	87.7	%

③ 料 金

料金体系の概要・考え方	メーター口径毎に区分し、それぞれ基本料金と従量料金を設定しています。 現行の料金体系については以下の表のとおりです。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成30年10月1日	

<料金表>

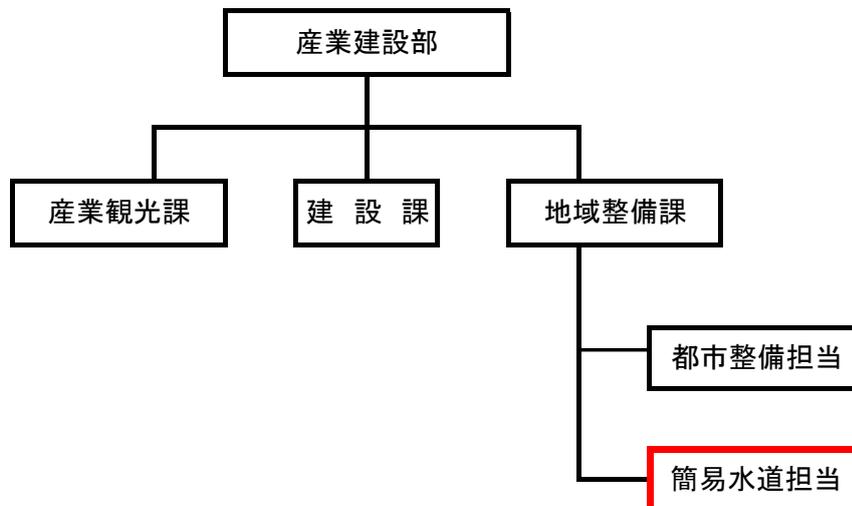
メーター口径	基本料金 (~20m ³) 1か月につき	超過料金 (21~50m ³)	超過料金 (51~80m ³)	超過料金 (80m ³ 以上)	メーター使用料 1か月につき
13mm	2,000円	100円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	60円
20mm	2,800円	100円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	100円
25mm	3,600円	100円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	150円
30mm	7,200円	100円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	200円
40mm	11,800円	100円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	250円
50mm以上	17,700円	100円/m ³	115円/m ³	130円/m ³	900円

※ 簡易水道料金 = ([基本料金] + [超過料金] + [メーター使用料]) × 消費税

④ 組 織

当事業は、産業建設部地域整備課簡易水道担当に属する4名の職員で管理運営を行っています。

<組織体制>



(2) これまでの主な経営健全化の取組

①水道使用料金改定等の実施

市営7簡易水道事業について、事業全体の財務体質の改善を図り、将来にわたって安定した水道水の供給を行うため、平成30年10月から水道使用料基本料金・従量料金の改定及び統一を実施した。

②簡易水道事業等の将来構想(ビジョン)の策定

簡易水道事業等について、課題の解決や今後の取組方針などを示した、簡易水道事業等の将来構想(ビジョン)を平成26年9月(令和2年3月一部改正)に策定した。

③工事費用の縮減

管路更新について、高性能なダクタイル鋳鉄管は高価であることから、耐震性など一定水準の性能を有する、水道配水用ポリエチレン管を状況に応じて採用することで工事費用の縮減を図った。

④民間事業者の活用

住民サービスの向上や職員の負担軽減などを図ることを目的とし、簡易水道維持管理業務のうち職員以外で実施できる施設点検、メーター検針、水質検査、料金徴収などを委託し、民間事業者の活用を図った。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

詳細については添付する経営比較分析表(令和元年度決算)を参照ください。

※この経営比較分析は、地区簡易水道等の数値を加えた分析結果となっております。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口については、「大月市人口ビジョン(平成27年10月策定)」の人口予測値を参考に推計しました。

本市の人口と同様に、給水人口も減少予測となります。

令和9年度は、初狩西部地区の市営簡易水道統合により、一時的に給水人口が499人増加となる見込みです。



(2) 水需要の予測

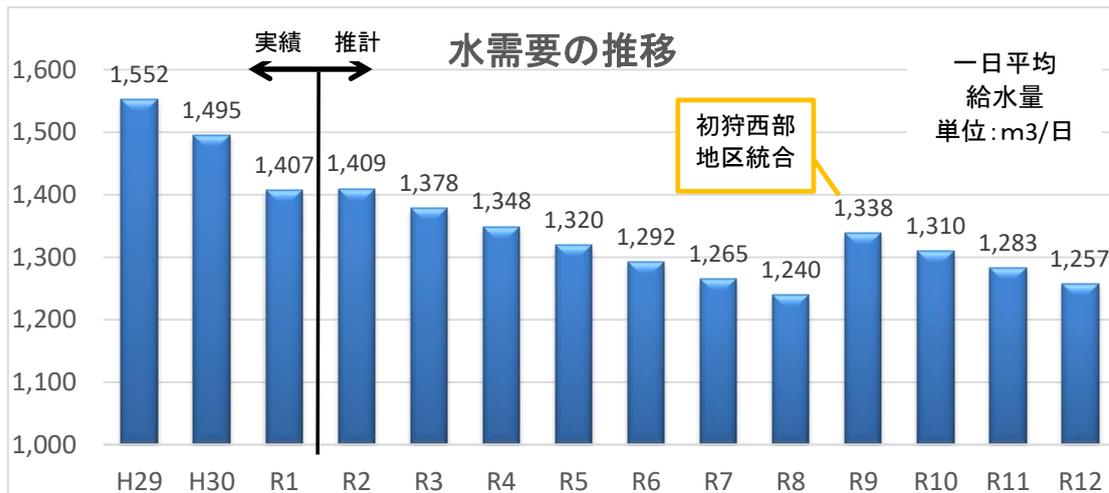
水需要については、人口減少に加え節水機器の進歩により減少予測となります。

令和9年度は、初狩西部地区の市営簡易水道統合により、一時的に水需要が増加となる見込みです。

水需要の予測にあたっては、以下を根拠としました。

※1日平均給水量＝年間有収水量÷365日

(年間有収水量・・・過去10年間の有収水量実績値を基に将来有収量を推定)



(3) 料金収入の見通し

給水人口及び水需要の推移により、料金収入も減少予測となります。
料金収入の予測にあたっては、以下を根拠としました。
※料金収入＝年間有収水量×供給単価
(年間有収水量・・・水需要と同じ、供給単価・・・直近の実績値)



(4) 組織の見通し

技術職員と事務職員については、現行の人数を維持することを想定しており、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていきます。
今後、老朽施設の更新事業や地方公営企業法適用など、業務量の増加が見込まれることから、組織の見直しや適切な人事配置、また民間事業者の活用などを検討します。

3. 経営の基本方針

「高品質な安全でおいしい水の安定供給」を基本理念とし、以下を方針として経営基盤の強化を図ります。

- ・水源の確保
- ・水質の適正な管理
- ・老朽化施設及び管路の適切な更新
- ・人材の確保、育成
- ・民間事業者も含めた運営体制
- ・計画的、効率的な財政運営

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設のダウンサイジングや適切な工法・材料の採用など、投資費用の縮減を行います。 アセットマネジメントの実践による、施設の計画的な更新や費用の平準化、またライフサイクルコストの減少など、中長期的な視点での効率的かつ効果的な投資を目指します。
-----	--

投資計画については、老朽化が進行している水道施設を優先し、新規水源の確保により隣接する施設の統廃合を行いながら安定的な飲料水の供給に努めていきます。

主な投資内容は以下のとおりです。

- ①施設統合 : 真木地区の簡易水道統合施設整備計画に基づき、既存の真木簡易(管路更新)水道を基調に隣接する間明野桑西簡易水道を統合します。
(実施時期 : 令和3年度～令和5年度)
真木地区の有収率 : 85%(←73.5%)
間明野桑西の有収率 : 85%(←46.8%)
水源の確保 : 井戸1箇所(←表流水2箇所)
浄水場施設数 : 1箇所(←2箇所)
- ②施設統合 : 初狩西部地区の簡易水道統合整備計画に基づき、藤沢・側子・神戸・立河原簡易水道を(管路更新)市営簡易水道に統合します。
(実施時期 : 令和6年度～令和8年度)
初狩西部4地区の有収率 : 85%(←75.0%)
- ③施設統合 : 宮谷地区の簡易水道統合整備計画書に基づき、上水道に統合します。
(管路更新) (実施時期 : 令和9年度～令和11年度)
宮谷地区の有収率 : 85%(←75.0%)
- ④水道施設災害復旧 : 国道20号法雲寺橋災害復旧に伴い、水道施設の管路更新(管路更新)を行います。
(実施時期 : 令和3年度)
- ⑤地方公営企業法適用 : 令和6年4月の地方公営企業法適用に向けた準備として移行事務支援業務を行います。
(実施時期 : 令和3年度～令和5年度)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金収入の計画的な見直しにより健全な収支バランスの維持を目指します。また、施設整備等の費用については、国庫補助金、企業債等を活用し繰入金の縮減に努めます。
-----	---

本事業を現在の料金水準で経営していくのは困難であり、必要経費の抑制や業務の効率化を図りつつも、必要最低限の料金改定に取り組みます。

施設整備費用については、将来世代への負担を軽減するため、有利な国庫補助金の活用を検討し、企業債の借入及び一般会計からの繰入金の縮減に努めます。

主な財源内訳は以下のとおりです。

- ①料金収入：料金収入の見通しを踏まえ令和5年度と令和10年度に10%の料金改定を見込んでいます。
- ②国庫補助金：補助金交付の採択基準に従って算定された額を財源として見込んでいます。
- ③企業債：補助金対象額に対する基準額(補助裏)を財源として見込んでいます。
- ④繰入金：補助金及び企業債以外の費用を財源として見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費、その他の維持管理費となっており、組織体制、施設構成から考えると、当面は現在と同程度の経費を見込んでいます。

- ①職員給与費：令和2年度見込み額で算定し、以降は同額で算定しています。
- ②動力費：過去3カ年の平均値で算定し、以降は同額で算定しています。
- ③薬品費：過去3カ年の平均値で算定し、以降は同額で算定しています。
- ④修繕費：過去3カ年の平均値で算定し、以降は同額で算定しています。
- ⑤委託費：過去3カ年の平均値で算定した額に、地方公営企業法適用の移行事務支援業務費用を計上しています。
- ⑥その他：過去3カ年の平均値で算定し、以降は同額で算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現時点では未検討であるが、今後先行事例の調査を行い、本市の現状に則する事例があれば導入を検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	給水区域の隣接する市営簡易水道について、水源や配水池等の施設が統合可能か検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	給水人口の減少、節水意識の向上に伴い、既存施設の処理能力を可能な限り活用するため、施設更新による低ランニングコスト化について検討します。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	令和6年度の公営企業会計適用を見据え現在取り組んでいる固定資産台帳の整備により、今後の投資計画の精査及び投資費用の平準化を検討します。
広域化	市営簡易水道は、地形的な要因から点在し、施設等の広域化は難しいが、水質検査や検針業務などスケールメリットによる費用削減が期待出来るものについての検討を行います。
その他の取組	本計画では対象とならない、地区簡易水道や小規模水道、未普及地域については、意向調査などにより、今後の在り方や市の関わり方などを検討します。

② 財源についての検討状況等

料金	利用者へのサービス内容や満足度などを踏まえ適正な料金設定を検討します。
企業債	施設整備事業計画に基づく、施設の耐震改修や管路更新事業について、財源に企業債を活用しますが、将来への負担とならないよう必要な額を検討します。
繰入金	本事業を一定の水準で維持していくためには、一般会計からの繰入金は、不可欠であり必要最小限の繰入措置を検討します。 また、一般会計からの繰入金については、基準内のほか、収支が均衡しない場合に基準外として計上しますが、極力削減するよう他収入の確保及び経費節減を検討します。
資産の有効活用等による収入増加の取組	本事業においては水道事業に関わるもの以外の固定資産は所有しておらず、資産活用による運用益を得るのは難しいと考えます。
その他の取組	今後予定する事業などについて、より有利となる国庫補助金などの利活用を検討します。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	住民サービスの向上や業務の効率化、担当職員の負担軽減につながる業務について、民間委託等を検討します。
修繕費	老朽した施設が多く、将来的に修繕費の増加が見込まれるため、施設・設備の適切な更新計画を検討します。
動力費	動力費については、電気機械設備等の更新時期に適正なダウンサイジングを行い、稼動に伴う電力・燃料費等の削減を検討します。
職員給与費	当面、本事業の職員は、事務職員2名、技術職2名の計4名を見込みますが、地方公営企業法適用に伴う職員体制の見直しを検討します。
その他の取組	ベテラン職員の定年退職や外部委託の推進による職員の知識や技術レベルの低下を防ぐため、必要な人材の確保や育成を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行い、適宜見直しを行います。
---------------------	---------------------------------------

経営比較分析表 (令和元年度決算)

山梨県 大月市

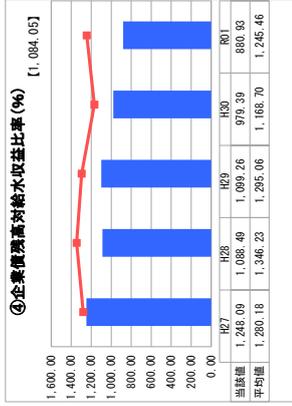
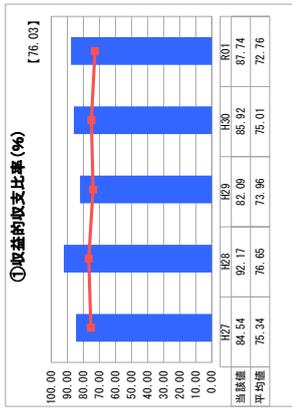
業務名	業種名	類似団体の区分	管理者の情報
法非通用	水道事業	D2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	1か月20m ² 当たり家庭給水量 (円)	
-	25.24	2,266	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
23,755	280.25	84.76
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
5,939	8.63	688.18

グラフ凡例

- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体の平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

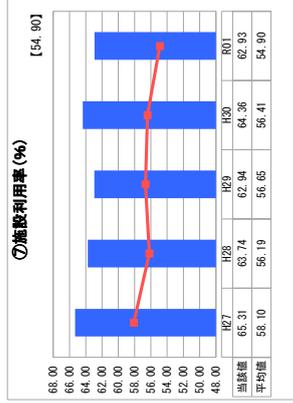
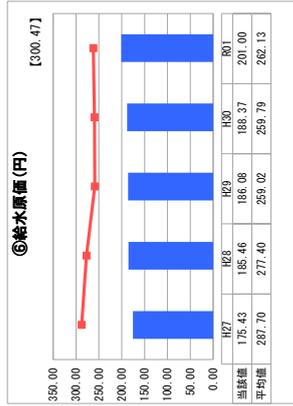
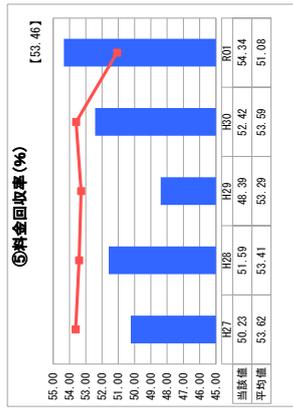
1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、全国平均及び類似団体の平均値を上回っているが、依然として110.0%を均回っているため、更なる経営削減等による費用抑制を図る必要がある。

②企業債務高対給水収益比率は、近年施設整備等がなく類似団体の平均値を下回っている。③料金回収率は、平成30年10月に料金改定を行ったため令和元年度では改善が見られる。④給水原価は、全国平均及び類似団体の平均値を下回っているが、更なる経営削減や有収率の向上等を図る必要がある。

⑦施設利用率は、有収率が全国平均及び類似団体の平均値を下回っており、高い水準となっていない。

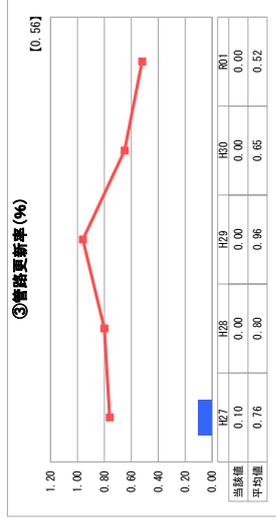
⑧有収率は、全国平均及び類似団体の平均値と比較し、依然として低い数値であるため、今後も計画的な管路の更新や漏水調査等の実施により、有収率の向上に努める必要がある。



2. 老朽化の状況について

③管路更新率については、供用開始から30年以上経過した未改良の配水管が多く存在し、見えない漏水による有収率の低下が見受けられる。また、水道施設 (配水池、ポンプ等) においても耐用年数を超えている施設があり、故障のたびに修理や取替をしている状況である。今後、資産台帳の整備により耐用年数の経過した資産の洗い出しを行い、優先順位をつけ資産の更新を行っていくことが必要である。また令和3年度より施設整備を順次実施する予定である。

2. 老朽化の状況



全体総括

水道料金収入の基盤となる有収率は、給水人口の減少や節水意識の向上などから年々減少し、給水収益の増加が図られていないため、一般会計からの繰入金で収入が保たれている状況となっている。施設の老朽化や水道確保も大きな課題となっているため、早急な施設整備を実施するとともに、面水水道事業全体の財務体質の改善を図り、将来にわたって安定した水道水の供給に資するため、今後の見直し、料金水準の設定、財源の確保など更なる経営改善に向けた取り組みを行うこととする。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		推計 基準	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	(決算)		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	-	112,439	115,472	119,287	129,532	127,251	129,406	134,419	125,989	125,926	148,409	129,072	134,879	133,164	131,017
	(1) 営 業 収 益 (B)	-	68,187	72,405	75,815	76,484	79,071	80,800	85,342	76,838	75,293	99,105	79,520	85,478	83,746	82,080
	ア 料 金 収 入	供給単価×有収水量	66,276	70,457	73,885	74,290	72,642	71,071	76,513	74,909	73,364	71,876	77,591	83,549	81,817	80,151
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウ そ の 他	過年度3か年平均	1,911	1,948	1,930	2,194	6,429	9,729	8,829	1,929	1,929	27,229	1,929	1,929	1,929	1,929
	(2) 営 業 外 収 益	-	44,252	43,067	43,472	53,048	48,180	48,606	49,077	49,151	50,633	49,304	49,552	49,401	49,418	48,937
	ア 他 会 計 繰 入 金	基準内+基準外	32,259	29,843	32,965	36,866	36,272	36,698	37,169	37,243	38,725	37,396	37,644	37,493	37,510	37,029
	イ そ の 他	過年度3か年平均	11,993	13,224	10,507	16,182	11,908	11,908	11,908	11,908	11,908	11,908	11,908	11,908	11,908	11,908
	2 総 費 用 (D)	-	99,147	95,902	96,784	112,233	107,083	111,278	111,222	104,448	105,999	104,723	105,173	104,891	104,911	104,023
	(1) 営 業 費 用	-	85,419	82,841	84,403	99,557	95,984	99,284	98,384	91,484	91,484	91,484	91,484	91,484	91,484	91,484
ア 職 員 給 与 費	令和2年見込	20,197	20,828	20,585	27,864	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	
イ そ の 他	過年度3か年平均	65,222	62,013	63,818	71,693	68,184	71,484	70,584	63,684	63,684	63,684	63,684	63,684	63,684	63,684	
(2) 営 業 外 費 用	-	13,728	13,061	12,381	12,676	11,099	11,994	12,838	12,964	14,515	13,239	13,689	13,407	13,427	12,539	
ア 支 払 利 息	既存+新規起債	13,728	13,061	12,381	11,688	11,099	11,994	12,838	12,964	14,515	13,239	13,689	13,407	13,427	12,539	
イ そ の 他	見込まない	-	-	-	988	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-	13,292	19,570	22,503	17,299	20,168	18,128	23,197	21,541	19,927	43,686	23,899	29,988	28,253	26,994	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	-	29,307	26,026	28,435	60,967	445,213	417,312	287,502	259,189	253,760	351,422	171,066	266,219	46,355	37,885
	(1) 地 方 債 償 還 金	改良計画に基づく	-	-	-	20,000	269,500	258,900	141,000	151,900	149,100	208,800	93,100	153,100	2,800	-
	うち うち 資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 他 会 計 補 助 金	基準内+基準外	29,307	26,026	28,435	30,967	29,107	29,012	51,102	31,389	30,160	38,222	31,466	36,619	42,255	37,885
	(3) 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	-	10,000	146,606	129,400	70,400	75,900	74,500	104,400	46,500	76,500	1,300	-	
	(6) 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7) そ の 他	-	-	-	-	-	25,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2 資 本 的 支 出 (G)	-	42,049	42,112	45,034	75,565	456,785	430,520	332,348	274,886	275,864	379,936	195,205	291,159	68,775	67,192
(1) 建 設 改 良 費	改良計画に基づく	-	2,200	5,001	33,561	416,210	388,331	287,872	227,830	228,050	330,835	139,620	229,644	4,135	-	
うち うち 職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	既存+新規起債	37,827	38,494	39,174	39,868	40,575	42,189	44,476	47,056	47,814	49,101	55,585	61,515	64,640	67,192	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	見込まない	4,222	1,418	859	2,136	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(5) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-	△ 12,742	△ 16,086	△ 16,599	△ 14,598	△ 11,572	△ 13,208	△ 44,846	△ 15,697	△ 22,104	△ 28,514	△ 24,139	△ 24,940	△ 22,420	△ 29,307	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-	550	3,484	5,904	2,701	8,596	4,920	△ 21,649	5,844	△ 2,177	15,172	△ 240	5,048	5,833	△ 2,313	
積 立 金 (K)	-	2,544	2,287	881	5,124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年度からの繰越金 (L)	-	6,359	4,365	5,562	10,585	13,286	16,758	21,678	29	5,873	3,696	18,868	18,628	23,676	29,509	
前年度繰上充用金 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	-	4,365	5,562	10,585	13,286	16,758	21,678	29	5,873	3,696	18,868	18,628	23,676	29,509	27,196	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	-	2,158	4,154	9,484	4,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実 質 収 支 黒 字 (P)	-	2,207	1,408	1,101	8,986	16,758	21,678	29	5,873	3,696	18,868	18,628	23,676	29,509	27,196	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	-	82.1%	85.9%	87.7%	85.2%	86.2%	84.3%	86.3%	83.2%	81.9%	96.5%	80.3%	81.1%	78.5%	76.5%	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	-	68,187	72,405	75,815	76,484	79,071	80,800	85,342	76,838	75,293	99,105	79,520	85,478	83,746	82,080	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 債 残 高 (X)	-	728,545	690,051	650,877	631,009	864,434	1,088,946	1,192,370	1,297,214	1,398,499	1,558,198	1,595,713	1,687,298	1,625,458	1,558,266	
○他会計繰入金 (単位:千円)																
年 度		推計 基準	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	(決算)		(決算)	(決算)	(決算)											
収益的収支分	うち 基準内繰入金	-	32,259	29,843	32,965	36,866	36,272	36,698	37,169	37,243	38,725	37,396	37,644	37,493	37,510	37,029
	うち 基準外繰入金	①	7,864	9,485	12,210	6,537	6,272	6,698	7,169	7,243	8,725	7,396	7,644	7,493	7,510	7,029
	計	-	29,307	26,026	28,435	30,967	29,107	29,012	51,102	31,389	30,160	38,222	31,466	36,619	42,255	37,885
資本的収支分	うち 基準内繰入金	-	20,450	20,810	21,177	21,906	22,300	23,595	25,556	27,168	24,584	28,291	31,446	33,995	35,079	36,589
	うち 基準外繰入金	②	8,857	5,216	7,258	9,061	6,807	5,417	25,546	4,221	5,576	9,931	20	2,624	7,176	1,296
合 計	うち 基準外繰入金	①+②	61,566	55,869	61,400	67,833	65,379	65,710	88,271	68,632	68,885	75,618	69,110	74,112	79,765	74,914
			33,252	25,574	28,013	39,390	36,807	35,417	55,546	34,221	35,576	39,931	30,020	32,624	37,176	31,296

経営指標の概要 (水道事業)

1. 経営の健全性・効率性

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
①経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	/
①収益的収支比率（％）	/	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

また、経常収益（総収益）について、給水収益以外の収入に依存している場合は、料金回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで 100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
②累積欠損金比率（％）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	/

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が 0%の場合であっても、給水収益が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
③流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金といった流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられる。

また、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を給水収益等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要であると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
④企業債残高対給水収益比率（％）	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$	$\frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$

【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑤料金回収率（％）	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

【分析の考え方】

当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められる。

分析に当たっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑥給水原価（円）	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$	$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く。)} }{\text{年間総有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量1m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や経常費用の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び推計を元に、今後の料金回収率や住民サービスの更なる向上のために、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善の検討を行うことが必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑦施設利用率（%）	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$

【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要である。

分析に当たっての留意点として、水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、最大稼働率、負荷率を併せて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要がある。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の給水人口の減少等を踏まえ、適切な施設規模ではないと考えられる場合には、周辺の団体との広域化・共同化も含め、施設の統廃合・ダウンサイジング等の検討を行うことが必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
⑧有収率（%）	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水

やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

2. 老朽化の状況

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
①有形固定資産減価償却率（％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
②管路経年化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

管路経年化率が低い場合であっても、今後耐用年数に達し更新時期を迎える管路が増加すること等が考えられるため、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

	算出式（法適用企業）	算出式（法非適用企業）
③管路更新率（％）	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2.5%の場合、全ての管路を更新するのに40年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路経年化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、供用開始から日が浅い、既に多くの管路の更新が終了している等の団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

（参考）各指標の組合せによる分析の考え方

指標	分析の考え方
1. 経営の健全性・効率性及び2. 老朽化の状況	
①経常収支比率 ①有形固定資産減価償却率 ②管路経年化率 ③管路更新率	経常収支比率が高い場合でも、有形固定資産減価償却率・管路経年化率が高い、管路更新率が低い場合には、（計画的に長寿命化している場合でなければ、）必要な更新投資を先送りしている可能性があるため、老朽化対策等、投資のあり方について検討する必要がある。
1. 経営の健全性・効率性	
①経常収支比率 ②累積欠損金比率	経常収支比率が100%以上となっても、累積欠損金比率が高い場合は、引き続き経営改善を図っていく必要がある。
①経常収支比率 ⑤料金回収率	経常収支比率が高くても、料金回収率が低い場合には、給水収益以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要がある。
⑦施設利用率 ⑧有収率	施設利用率が高くても、有収率が低水準にある場合、収益につながらないこととなるため、早急な対策が必要である。
2. 老朽化の状況	
②管路経年化率 ③管路更新率	管路経年化率が高い、且つ、管路更新率が低い場合は、管路の更新投資を増やす必要性が高いため、早急な検討が必要である。